



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
12月18日  
第167号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※栄養士法施行細則の一部を改正する規則 (健康寿命推進課) .....	1
○ 告 示	
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨 (森林保全課) .....	6
救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院 (医療政策課) .....	6
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) .....	6
土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) .....	7
土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) .....	14
土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) .....	16
土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) .....	22
○ 公 告	
令和2年度滋賀県職員 (判定員、児童福祉司、児童指導員、保育士、獣医師、薬剤師、保健師、デザ イン、職業訓練指導員 (機械系) および職業訓練指導員 (ICT系)) 採用選考第1次考査実施公告 (人事課) .....	24
公共測量実施公告 (監理課) .....	30
公共測量終了公告 (監理課) .....	30
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壌汚染対策法第11条第2項の規定による一部の指定の解除 (南部) .....	30
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告 (中部) .....	31
○ 雑 報	
環境影響評価方法書の縦覧公告 .....	31

## 規 則

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第113号

### 栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則 (昭和31年滋賀県規則第72号) の一部を次のように改正する。

別記様式第1号および別記様式第2号を次のように改める。

別記

様式第1号(第1条関係)

栄養士免許申請書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

氏名.....

栄養士法施行令第1条第1項の規定により栄養士の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無(有の場合、その罪、刑および刑の確定年月日)  
有・無(.....)
- 2 栄養士の業務に関し犯罪または不正の行為を行ったことの有無(有の場合、違反の事実および年月日)  
有・無(.....)
- 3 旧姓併記の希望の有無 有・無
- 4 通称名併記の希望の有無 有・無

本籍地都道府県名 (国籍)		
氏名	(氏)	(名)
	(旧姓)	
通称名		
生年月日	年 月 日	
住所		
電話番号		

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
- 2 日本の国籍を有しない者は、本籍地都道府県名欄には国籍を記入してください。
- 3 旧姓および通称名を両方有している場合、両方を同時に併記することはできません。どちらかを選択してください。

滋賀県収入証紙貼付欄

.....

様式第2号(第2条、第4条関係)

栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

住 所.....  
 氏 名.....  
 電話番号.....

栄養士名簿(免許証)の登録(記載)事項に変更を生じたので、栄養士法施行令第3条第1項(第5条第1項)の規定により関係書類を添えて申請します。

記

栄養士名簿登録年月日	年 月 日
栄養士名簿登録番号	第 号

変更を生じた事項(変更のない事項の変更前欄および変更後欄には斜線を引いてください。)

		変 更 前	変 更 後
本籍地都道府県名 ( 国 籍 )			
氏 名			
併記を希望 している場 合のみ記載	旧 姓		
	通称名		
性 別			

変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。  
 2 日本の国籍を有しない者は、本籍地都道府県名欄には国籍を記入してください。  
 3 通称名および旧姓を両方有している場合、両方を同時に併記することはできません。どちらかを選択してください。  
 4 新たに旧姓または通称名の併記を希望する場合は、変更前欄は空欄にし、変更後欄に併記を希望する旧姓または通称名を記入してください。

滋賀県収入証紙貼付欄

別記様式第3号中「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に、

「氏名.....<sup>そ</sup>」を「氏名.....」

に、「失 踪」を「失 踪」に改め、同様式注3を削る。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第5条関係)

栄養士免許証再交付申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

住 所.....  
氏 名.....  
電話番号.....

栄養士免許証を破った(汚した・失った)ので、栄養士法施行令第6条第1項の規定により関係書類を添えて、免許証の再交付を申請します。

記

栄養士名簿登録年月日	年 月 日	
栄養士名簿登録番号	第 号	
本籍地都道府県名 ( 国 籍 )		
氏 名	(氏)	(名)
	(旧姓)	
通 称 名		
生 年 月 日	年 月 日	
再 交 付 理 由		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 日本の国籍を有しない者は、本籍地都道府県名欄には国籍を記入してください。

3 氏名欄には、破り、汚し、または失った免許証の記載のとおり記入してください(旧姓または通称名を併記している場合は、併記された旧姓または通称名もそのとおり記入してください。)

滋賀県収入証紙貼付欄

## 付 則

- この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の栄養士法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

## 告 示

## 滋賀県告示第524号

令和2年滋賀県告示第388号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を甲賀市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 甲賀市甲南町杉谷字岩尾3775-578、3775-587、3775-605、3775-617、3775-618、3775-687、3775-690
- 通知の内容の要旨 令和2年滋賀県告示第388号のとおり

## 滋賀県告示第525号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
医療法人友仁会友仁山崎病院	医療法人友仁会	彦根市竹ヶ鼻町80番地	令和5.12.31

## 滋賀県告示第526号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
医療法人くまだキッズ・ファミリークリニック	守山市金森町454番4	病院・診療所	熊 田 知 浩	令和2.11.1
けんしん薬局	甲賀市水口町松栄3-24	薬局	裕 本 紘 嗣	令和2.11.1
ふれあい薬局・みやし	長浜市宮司町1086-3	薬局	澤 村 美 貴 子	令和2.11.1
アイガー薬局	大津市御殿浜22-20	薬局	伊 東 かおる	令和2.12.1
医療法人中央友会光吉医院	大津市浜大津二丁目2番2号	病院・診療所	光 吉 出	令和2.12.1
佐繕	大津市高砂町26番65号	訪問看護	—	令和2.12.1
よつばリーフ訪問看護ステーション	草津市野路東二丁目4番10号	訪問看護	—	令和2.12.1
ヤマグチ薬局内保店	長浜市内保町740-5	薬局	大 野 善 則	令和2.12.1

## 滋賀県告示第527号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支

援医療機関として、次のものを指定した。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	よつぱりーフ訪問看護ステーション	草津市野路東二丁目4番10号	訪問看護	—	令和2.12.1

滋賀県告示第528号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
梓川支流 1214002	米原市一色	次の図のとおり	土石流
天野川支流 2214001	米原市一色	次の図のとおり	土石流
天野川支流 1214003	米原市一色	次の図のとおり	土石流
長老墓地川支流 1464016	米原市多和田	次の図のとおり	土石流
長老墓地川支流 1464017	米原市多和田	次の図のとおり	土石流
長老墓地川支流 1464012	米原市多和田	次の図のとおり	土石流
長老墓地川支流 1464013	米原市多和田	次の図のとおり	土石流
日光寺川支流 1464014	米原市日光寺	次の図のとおり	土石流
天野川支流 1464015	米原市岩脇	次の図のとおり	土石流
磯北川支流 1461055	米原市柏原	次の図のとおり	土石流
長北川 1461060	米原市柏原	次の図のとおり	土石流
砂走川支流 1461061	米原市柏原・須川	次の図のとおり	土石流
枝川支流 1461062	米原市柏原	次の図のとおり	土石流
奥出川支流 1461054	米原市柏原	次の図のとおり	土石流
奥出川支流 1461056	米原市柏原	次の図のとおり	土石流
能仁寺川 1461040	米原市清滝	次の図のとおり	土石流
能仁寺川支流 1461057	米原市清滝	次の図のとおり	土石流
梓川支流 1461053	米原市梓河内・一色	次の図のとおり	土石流
黒田川支流 2461059	米原市堂谷	次の図のとおり	土石流
黒田川支流 1461051	米原市山室	次の図のとおり	土石流
黒田川支流 1461050	米原市菅江	次の図のとおり	土石流
森川支流 1461052	米原市志賀谷	次の図のとおり	土石流
天野川支流 1214015	米原市河南	次の図のとおり	土石流
天野川支流 2214009	米原市樋口・河南	次の図のとおり	土石流
和佐川支流 1214010	米原市西坂	次の図のとおり	土石流
菜種川支流 1214011	米原市番場	次の図のとおり	土石流
菜種川支流 1214016	米原市番場	次の図のとおり	土石流
枝折川支流 1214004	米原市枝折	次の図のとおり	土石流
丹生川支流 2214005	米原市枝折・下丹生	次の図のとおり	土石流
総谷川支流 1214007	米原市上丹生	次の図のとおり	土石流
総谷川支流 1214008	米原市上丹生	次の図のとおり	土石流
丹生川支流 1214012	米原市下丹生	次の図のとおり	土石流

丹生川支流 1214013	米原市下丹生	次の図のとおり	土石流
丹生川支流 1214014	米原市下丹生	次の図のとおり	土石流
丹生川支流 1214006	米原市下丹生	次の図のとおり	土石流
馬越川 1462034	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流
馬越川支流 1462035	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流
馬越川支流 1462036	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流
馬越川支流 2462038	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流
馬越川支流 1462039	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流
馬越川支流 3462041	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流
姉川支流 1462010	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流
馬越川支流 1462037	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流
馬越川支流 1462040	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流
向山谷川支流 1462042	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流
姉川支流 1462030	米原市吉槻	次の図のとおり	土石流
長谷川支流 2462031	米原市吉槻	次の図のとおり	土石流
長谷川支流 1462032	米原市吉槻	次の図のとおり	土石流
宮ヶ谷 1462043	米原市上板並	次の図のとおり	土石流
姉川支流 1462033	米原市上板並	次の図のとおり	土石流
十郎谷川 1462044	米原市大久保・小泉	次の図のとおり	土石流
大谷川 1462045	米原市伊吹・長浜市相撲庭町	次の図のとおり	土石流
姉川支流 1462046	米原市伊吹	次の図のとおり	土石流
小正路谷 1481075	長浜市相撲庭町・米原市伊吹	次の図のとおり	土石流
一色1 I-6893	米原市一色	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
顔戸4 I-6865	米原市顔戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多和田5 I-6867	米原市多和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多和田6 III-6743	米原市多和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多和田7 I-6868	米原市多和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多和田8 II-6869	米原市多和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多和田9 I-6869	米原市多和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多和田10 I-6870	米原市多和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能登瀬3 I-6871	米原市能登瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能登瀬4 II-6870	米原市能登瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日光寺3 II-6867	米原市日光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日光寺4 II-6868	米原市日光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日光寺5 I-6866	米原市日光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩脇3 I-6874	米原市岩脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩脇4 I-6875	米原市岩脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西円寺4 I-6873	米原市西円寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西円寺5 I-6876	米原市西円寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西円寺6 I-6877	米原市西円寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺倉4 I-6872	米原市寺倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原7 I-6828	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原8 I-6829	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原10 I-6831	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原11 I-6832	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原12 I-6833	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原13 II-6844	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原14 I-6835	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

柏原15	Ⅱ-6845	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原16	Ⅰ-6837	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原17	Ⅰ-6838	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原18	Ⅲ-6733	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原19	Ⅱ-6846	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原20	Ⅱ-6847	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原21	Ⅱ-6848	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原22	Ⅰ-6910	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原23	Ⅰ-6849	米原市柏原・長久寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梓河内1	Ⅱ-6884	米原市梓河内・柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梓河内2	Ⅱ-6885	米原市梓河内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本郷1	Ⅰ-6891	米原市本郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本郷2	Ⅰ-6892	米原市本郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堂谷4	Ⅱ-6883	米原市堂谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山室2	Ⅰ-6888	米原市山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山室3	Ⅱ-6879	米原市山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山室4	Ⅱ-6880	米原市山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山室5	Ⅱ-6881	米原市山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山室6	Ⅰ-6889	米原市山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山室7	Ⅱ-6882	米原市山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅江1	Ⅰ-6881	米原市菅江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅江2	Ⅱ-6873	米原市菅江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志賀谷4	Ⅰ-6882	米原市志賀谷・北方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志賀谷5	Ⅰ-6887	米原市志賀谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志賀谷6	Ⅱ-6878	米原市志賀谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池下6	Ⅰ-6883	米原市池下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池下7	Ⅱ-6874	米原市池下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池下8	Ⅱ-6875	米原市池下・市場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天満2	Ⅲ-6745	米原市天満	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天満3	Ⅰ-6884	米原市天満	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天満4	Ⅱ-6876	米原市天満	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夫馬1	Ⅱ-6872	米原市夫馬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
朝日1	Ⅲ-6744	米原市朝日	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音寺2	Ⅰ-6878	米原市朝日	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音寺3	Ⅰ-6879	米原市朝日	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
朝日2	Ⅱ-6871	米原市朝日・烏脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小田1	Ⅰ-6880	米原市小田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山3	Ⅲ-6746	米原市西山・長岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長岡3	Ⅰ-6885	米原市長岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長岡4	Ⅱ-6877	米原市長岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長岡5	Ⅰ-6886	米原市長岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須川1	Ⅲ-6731	米原市須川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須川2	Ⅲ-6732	米原市須川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大鹿2	Ⅰ-6890	米原市大鹿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
磯4	Ⅰ-6936	米原市磯	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
磯5	Ⅰ-6937	米原市磯	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
磯6	Ⅲ-6766	米原市磯	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅ヶ原4	Ⅰ-6934	米原市梅ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

梅ヶ原5	Ⅱ-6904	米原市梅ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅ヶ原6	Ⅰ-6935	米原市梅ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
河南3	Ⅰ-6928	米原市河南	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
河南4	Ⅰ-6929	米原市河南	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
河南5	Ⅲ-6760	米原市河南	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三吉3	Ⅰ-6954	米原市三吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三吉4	Ⅲ-6761	米原市三吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三吉5	Ⅲ-6762	米原市三吉・西坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西坂3	Ⅰ-6957	米原市西坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西坂4	Ⅱ-6901	米原市西坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西坂5	Ⅲ-6764	米原市西坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
番場4	Ⅱ-6902	米原市番場・寺倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
番場5	Ⅲ-6765	米原市番場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
番場6	Ⅰ-6930	米原市番場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
番場7	Ⅰ-6955	米原市番場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
番場8	Ⅰ-6931	米原市番場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
番場9	Ⅰ-6932	米原市番場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
番場10	Ⅰ-6933	米原市番場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
枝折6	Ⅰ-6915	米原市枝折	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
枝折7	Ⅰ-6916	米原市枝折	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
枝折8	Ⅰ-6917	米原市枝折・下丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
枝折②	Ⅰ-6039	米原市枝折	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下丹生9	Ⅲ-6757	米原市下丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下丹生10	Ⅰ-6918	米原市下丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上丹生11	Ⅲ-6758	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上丹生12	Ⅰ-6919	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上丹生13	Ⅰ-6952	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上丹生14	Ⅰ-6953	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上丹生15	Ⅲ-6759	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上丹生16	Ⅰ-6920	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上丹生17	Ⅰ-6921	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上丹生18	Ⅰ-6922	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上丹生19	Ⅰ-6923	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上丹生20	Ⅰ-6924	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上丹生21	Ⅰ-6925	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上丹生22	Ⅰ-6926	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上丹生23	Ⅱ-6900	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新庄3	Ⅲ-6754	米原市新庄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
甲津原4	Ⅰ-6894	米原市甲津原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
甲津原5	Ⅱ-6905	米原市甲津原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
甲津原7	Ⅰ-6896	米原市甲津原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
甲津原8	Ⅰ-6897	米原市甲津原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷2	Ⅰ-6898	米原市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷3	Ⅰ-6899	米原市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷4	Ⅰ-6900	米原市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
甲賀3	Ⅲ-6748	米原市甲賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉槻3	Ⅰ-6940	米原市吉槻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉槻4	Ⅱ-6886	米原市吉槻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

吉槻5 Ⅱ-6887	米原市吉槻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉槻6 Ⅲ-6750	米原市吉槻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉槻7 Ⅰ-6901	米原市吉槻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉槻8 Ⅰ-6939	米原市吉槻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上板並2 Ⅰ-6902	米原市上板並	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上板並3 Ⅲ-6751	米原市上板並	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上板並4 Ⅱ-6888	米原市上板並	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下板並1 Ⅱ-6889	米原市下板並	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下板並2 Ⅱ-6890	米原市下板並	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保2 Ⅰ-6903	米原市大久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保3 Ⅱ-6891	米原市大久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保4 Ⅱ-6892	米原市大久保・小泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保5 Ⅰ-6904	米原市大久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小泉2 Ⅱ-6893	米原市小泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊吹6 Ⅱ-6894	米原市伊吹・小泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊吹7 Ⅱ-6895	米原市伊吹	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊吹8 Ⅰ-6905	米原市伊吹	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊吹9 Ⅰ-6906	米原市伊吹	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊吹10 Ⅲ-6752	米原市伊吹	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊吹11 Ⅰ-6907	米原市伊吹・上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野2 Ⅰ-6942	米原市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野3 Ⅰ-6943	米原市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野4 Ⅰ-6908	米原市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤川3 Ⅲ-6753	米原市藤川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤川4 Ⅰ-6909	米原市藤川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤川5 Ⅱ-6897	米原市藤川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上平寺1 Ⅱ-6896	米原市上平寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽ヶ畑1 Ⅰ-6927	米原市樽ヶ畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷 6001	米原市曲谷	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第529号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北鳥羽上川支流 3203027	長浜市本庄町	次の図のとおり	土石流
北鳥羽上川支流 1203026	長浜市本庄町	次の図のとおり	土石流
北鳥羽上川支流 2203033	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	土石流
北鳥羽上川支流 2203025	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	土石流
北鳥羽上川支流 1203028	長浜市鳥羽上町・常喜町	次の図のとおり	土石流
蛇谷川支流 2203029	長浜市名越町・常喜町	次の図のとおり	土石流
椎山川支流 1203030	長浜市名越町	次の図のとおり	土石流
草野川支流 1481065	長浜市大門町	次の図のとおり	土石流
草野川支流 1481064	長浜市大依町	次の図のとおり	土石流

草野川支流 2481073	長浜市大依町	次の図のとおり	土石流
狐川支流 1481071	長浜市上野町	次の図のとおり	土石流
狐川支流 1481072	長浜市上野町	次の図のとおり	土石流
坪谷川支流 2481068	長浜市谷口町	次の図のとおり	土石流
西谷川支流 1203031	長浜市小一条町	次の図のとおり	土石流
山田川支流 1483015	長浜市下山田・小谷上山田町	次の図のとおり	土石流
三条川支流 1483016	長浜市小谷丁野町	次の図のとおり	土石流
草野川支流 2481066	長浜市高山町	次の図のとおり	土石流
草野川支流 1481067	長浜市高山町	次の図のとおり	土石流
黒谷 1481031	長浜市野瀬町	次の図のとおり	土石流
草野川支流 2481070	長浜市郷野町	次の図のとおり	土石流
草野川支流 1481074	長浜市醍醐町・東野町	次の図のとおり	土石流
石川谷川 1481050	長浜市今莊町・佐野町・南池町	次の図のとおり	土石流
小正路谷 1481075	長浜市相撲庭町・米原市伊吹	次の図のとおり	土石流
込田川 1481008	長浜市木尾町	次の図のとおり	土石流
大谷川 1462045	米原市伊吹・長浜市相撲庭町	次の図のとおり	土石流
当目3 I-6864	長浜市当目町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乗倉4 II-6865	長浜市乗倉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乗倉5 II-6866	長浜市乗倉町・西主計町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北野町1 II-6855	長浜市北野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北野町2 II-6856	長浜市北野町・谷口町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北野町3 I-6948	長浜市北野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北野町4 II-6858	長浜市北野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瓜生町1 II-6860	長浜市瓜生町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瓜生町2 I-6853	長浜市瓜生町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須賀谷町3 I-6852	長浜市須賀谷町・尊勝寺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東上坂町1 II-6826	長浜市東上坂町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
保多2 II-6827	長浜市保多町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石田7 I-6949	長浜市石田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石田8 II-6828	長浜市石田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石田9 II-6829	長浜市石田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八条4 II-6838	長浜市八条町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本庄2 I-6845	長浜市本庄町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥羽上3 II-6830	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥羽上4 II-6831	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥羽上5 II-6832	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥羽上6 II-6833	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥羽上7 III-6727	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥羽上8 III-6730	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥羽上9 II-6835	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥羽上10 II-6836	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥羽上11 II-6837	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常喜2 II-6840	長浜市常喜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常喜3 III-6728	長浜市常喜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名越① I-6004	長浜市名越町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名越3 II-6841	長浜市名越町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名越4 I-6826	長浜市名越町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名越5 II-6842	長浜市名越町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

名越6 I-6827	長浜市名越町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名越7 I-6846	長浜市名越町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
布勢3 II-6843	長浜市布勢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
布勢① I-6006	長浜市布勢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加田4 I-6836	長浜市加田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷郡上町5 I-6842	長浜市小谷郡上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷郡上町6 II-6853	長浜市小谷郡上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷郡上町7 III-6736	長浜市小谷郡上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本③ II-6751	長浜市湖北町山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本4 III-6737	長浜市湖北町山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本5 I-6843	長浜市湖北町山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺田1 I-6950	長浜市寺田町・田村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門3 III-6742	長浜市大門町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門4 I-6863	長浜市大門町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大依3 I-6859	長浜市大依町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大依4 I-6860	長浜市大依町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大依5 I-6861	長浜市大依町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大依6 III-6741	長浜市大依町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大依7 I-6862	長浜市大依町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野6 I-6854	長浜市上野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野7 I-6855	長浜市上野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野8 I-6856	長浜市上野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷口町3 III-6738	長浜市谷口町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷口町4 II-6857	長浜市谷口町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田村1 I-6951	長浜市田村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下山田1 II-6849	長浜市下山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷丁野町1 I-6840	長浜市小谷丁野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷丁野町2 I-6944	長浜市小谷丁野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷丁野町3 I-6841	長浜市小谷丁野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷丁野町5 II-6850	長浜市小谷丁野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
美濃山2 II-6852	長浜市小谷美濃山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高山7 I-6844	長浜市高山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高山8 I-6945	長浜市高山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高山9 I-6946	長浜市高山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高山10 I-6847	長浜市高山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高山11 I-6848	長浜市高山町・草野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高山12 I-6911	長浜市高山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野瀬5 I-6912	長浜市野瀬町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野瀬6 II-6898	長浜市野瀬町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶屋5 I-6913	長浜市鍛冶屋町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太田3 I-6947	長浜市太田町・野瀬町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
醍醐町1 I-6914	長浜市醍醐町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
醍醐町2 II-6899	長浜市醍醐町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
醍醐町3 III-6755	長浜市醍醐町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木尾4 I-6858	長浜市木尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木尾5 III-6739	長浜市木尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木尾6 II-6861	長浜市木尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木尾7 II-6862	長浜市木尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

木尾8 II-6863	長浜市木尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木尾9 II-6864	長浜市木尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木尾10 III-6740	長浜市木尾町・八島町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木尾11 I-6857	長浜市木尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池奥3 II-6859	長浜市池奥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池奥4 I-6850	長浜市池奥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀部 I-6701	長浜市堀部町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中野2 II-6854	長浜市中野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷上山田町3 I-6839	長浜市小谷上山田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷上山田町4 I-6956	長浜市小谷上山田町・下山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第530号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成18年滋賀県告示第511号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
堀部 I-6701	長浜市堀部町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第531号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成19年滋賀県告示第202号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
姉川支流 1462010	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流
黒谷 1481031	長浜市野瀬町	次の図のとおり	土石流
山本③ II-6751	東浅井郡湖北町大字山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第532号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成20年滋賀県告示第131号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
能仁寺川 1461040	米原市清滝	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

する。)

-----  
**滋賀県告示第533号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成20年滋賀県告示第420号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
布勢① I-6006	長浜市布勢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第534号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成21年滋賀県告示第400号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
枝折② I-6039	米原市枝折	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第535号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成22年滋賀県告示第102号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
込田川 1481008	長浜市木尾町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第536号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成22年滋賀県告示第173号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
名越① I-6004	長浜市名越町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

-----

## 滋賀県告示第537号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成26年滋賀県告示第154号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
石川谷川 1481050	長浜市今荘町、佐野町、南池町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

## 滋賀県告示第538号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
天野川支流 2214001	米原市一色	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
天野川支流 1214003	米原市一色	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
長老墓地川支流 1464016	米原市多和田	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
長老墓地川支流 1464017	米原市多和田	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
長老墓地川支流 1464012	米原市多和田	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
日光寺川支流 1464014	米原市日光寺	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
磯北川支流 1461055	米原市柏原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
砂走川支流 1461061	米原市柏原・須川	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
枝川支流 1461062	米原市柏原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
奥出川支流 1461054	米原市柏原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
梓川支流 1461053	米原市梓河内・一色	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
黒田川支流 2461059	米原市堂谷	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
黒田川支流 1461051	米原市山室	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
天野川支流 2214009	米原市樋口	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
和佐川支流 1214010	米原市西坂	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
枝折川支流 1214004	米原市枝折	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
丹生川支流 1214012	米原市下丹生	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
馬越川 1462034	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
馬越川支流 2462038	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
馬越川支流 1462039	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
馬越川支流 1462037	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
馬越川支流 1462040	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
向山谷川支流 1462042	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
姉川支流 1462030	米原市吉槻	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

長谷川支流 1462032	米原市吉槻	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
姉川支流 1462033	米原市上板並	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
十郎谷川 1462044	米原市大久保	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大谷川 1462045	米原市伊吹	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
姉川支流 1462046	米原市伊吹	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
顔戸4 I-6865	米原市顔戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多和田5 I-6867	米原市多和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多和田6 III-6743	米原市多和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多和田7 I-6868	米原市多和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多和田8 II-6869	米原市多和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多和田9 I-6869	米原市多和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多和田10 I-6870	米原市多和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
能登瀬3 I-6871	米原市能登瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日光寺3 II-6867	米原市日光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日光寺4 II-6868	米原市日光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日光寺5 I-6866	米原市日光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩脇3 I-6874	米原市岩脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩脇4 I-6875	米原市岩脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西円寺4 I-6873	米原市西円寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西円寺5 I-6876	米原市西円寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西円寺6 I-6877	米原市西円寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺倉4 I-6872	米原市寺倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原7 I-6828	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原8 I-6829	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原10 I-6831	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原11 I-6832	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原12 I-6833	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原13 II-6844	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原14 I-6835	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原15 II-6845	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原16 I-6837	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原17 I-6838	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原18 III-6733	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原19 II-6846	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原20 II-6847	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原21 II-6848	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原22 I-6910	米原市柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原23 I-6849	米原市柏原・長久寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梓河内1 II-6884	米原市梓河内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梓河内2 II-6885	米原市梓河内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本郷1 I-6891	米原市本郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本郷2 I-6892	米原市本郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堂谷4 II-6883	米原市堂谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山室2 I-6888	米原市山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山室3 II-6879	米原市山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山室4 II-6880	米原市山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山室5 II-6881	米原市山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山室6 I-6889	米原市山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

山室7	Ⅱ-6882	米原市山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅江1	Ⅰ-6881	米原市菅江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅江2	Ⅱ-6873	米原市菅江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志賀谷4	Ⅰ-6882	米原市志賀谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志賀谷5	Ⅰ-6887	米原市志賀谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志賀谷6	Ⅱ-6878	米原市志賀谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池下6	Ⅰ-6883	米原市池下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池下7	Ⅱ-6874	米原市池下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池下8	Ⅱ-6875	米原市池下・市場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
天満2	Ⅲ-6745	米原市天満	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
天満3	Ⅰ-6884	米原市天満	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
夫馬1	Ⅱ-6872	米原市夫馬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝日1	Ⅲ-6744	米原市朝日	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
観音寺2	Ⅰ-6878	米原市朝日	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
観音寺3	Ⅰ-6879	米原市朝日	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝日2	Ⅱ-6871	米原市朝日・烏脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小田1	Ⅰ-6880	米原市小田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西山3	Ⅲ-6746	米原市西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長岡3	Ⅰ-6885	米原市長岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長岡4	Ⅱ-6877	米原市長岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長岡5	Ⅰ-6886	米原市長岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
須川1	Ⅲ-6731	米原市須川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
須川2	Ⅲ-6732	米原市須川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大鹿2	Ⅰ-6890	米原市大鹿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
磯4	Ⅰ-6936	米原市磯	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
磯5	Ⅰ-6937	米原市磯	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
磯6	Ⅲ-6766	米原市磯	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅ヶ原4	Ⅰ-6934	米原市梅ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅ヶ原5	Ⅱ-6904	米原市梅ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅ヶ原6	Ⅰ-6935	米原市梅ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河南3	Ⅰ-6928	米原市河南	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河南4	Ⅰ-6929	米原市河南	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河南5	Ⅲ-6760	米原市河南	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三吉3	Ⅰ-6954	米原市三吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三吉4	Ⅲ-6761	米原市三吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三吉5	Ⅲ-6762	米原市三吉・西坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西坂3	Ⅰ-6957	米原市西坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西坂4	Ⅱ-6901	米原市西坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西坂5	Ⅲ-6764	米原市西坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
番場4	Ⅱ-6902	米原市番場・寺倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
番場5	Ⅲ-6765	米原市番場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
番場6	Ⅰ-6930	米原市番場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
番場7	Ⅰ-6955	米原市番場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
番場8	Ⅰ-6931	米原市番場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
番場9	Ⅰ-6932	米原市番場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
番場10	Ⅰ-6933	米原市番場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
枝折6	Ⅰ-6915	米原市枝折	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
枝折7	Ⅰ-6916	米原市枝折	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

枝折 8 I-6917	米原市枝折	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
枝折② I-6039	米原市枝折	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下丹生 9 III-6757	米原市下丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下丹生10 I-6918	米原市下丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上丹生11 III-6758	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上丹生12 I-6919	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上丹生13 I-6952	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上丹生14 I-6953	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上丹生15 III-6759	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上丹生16 I-6920	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上丹生17 I-6921	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上丹生18 I-6922	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上丹生19 I-6923	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上丹生20 I-6924	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上丹生21 I-6925	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上丹生22 I-6926	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上丹生23 II-6900	米原市上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新庄 3 III-6754	米原市新庄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
甲津原 4 I-6894	米原市甲津原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
甲津原 5 II-6905	米原市甲津原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
甲津原 7 I-6896	米原市甲津原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
曲谷 2 I-6898	米原市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
曲谷 4 I-6900	米原市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
吉槻 3 I-6940	米原市吉槻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
吉槻 4 II-6886	米原市吉槻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
吉槻 5 II-6887	米原市吉槻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
吉槻 6 III-6750	米原市吉槻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
吉槻 7 I-6901	米原市吉槻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上板並 3 III-6751	米原市上板並	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上板並 4 II-6888	米原市上板並	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下板並 1 II-6889	米原市下板並	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下板並 2 II-6890	米原市下板並	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大久保 3 II-6891	米原市大久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大久保 5 I-6904	米原市大久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊吹 8 I-6905	米原市伊吹	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊吹 9 I-6906	米原市伊吹	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊吹10 III-6752	米原市伊吹	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊吹11 I-6907	米原市伊吹・上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 3 I-6943	米原市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 4 I-6908	米原市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
藤川 3 III-6753	米原市藤川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上平寺 1 II-6896	米原市上平寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
樽ヶ畑 1 I-6927	米原市樽ヶ畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第539号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
北鳥羽上川支流 3203027	長浜市本庄町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
北鳥羽上川支流 2203033	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
北鳥羽上川支流 2203025	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
北鳥羽上川支流 1203028	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
蛇谷川支流 2203029	長浜市名越町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
椎山川支流 1203030	長浜市名越町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
草野川支流 1481065	長浜市大門町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
草野川支流 1481064	長浜市大依町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
山田川支流 1483015	長浜市下山田	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
三条川支流 1483016	長浜市小谷丁野町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
草野川支流 2481066	長浜市高山町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
草野川支流 1481067	長浜市高山町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
草野川支流 2481070	長浜市郷野町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
草野川支流 1481074	長浜市醍醐町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
当目3 I-6864	長浜市当目町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
乗倉4 II-6865	長浜市乗倉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
乗倉5 II-6866	長浜市乗倉町・西主計町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北野町1 II-6855	長浜市北野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北野町2 II-6856	長浜市北野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北野町3 I-6948	長浜市北野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北野町4 II-6858	長浜市北野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瓜生町1 II-6860	長浜市瓜生町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瓜生町2 I-6853	長浜市瓜生町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
須賀谷町3 I-6852	長浜市須賀谷町・尊勝寺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東上坂町1 II-6826	長浜市東上坂町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
保多2 II-6827	長浜市保多町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石田7 I-6949	長浜市石田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石田8 II-6828	長浜市石田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石田9 II-6829	長浜市石田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八条4 II-6838	長浜市八条町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本庄2 I-6845	長浜市本庄町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳥羽上3 II-6830	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳥羽上4 II-6831	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳥羽上5 II-6832	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳥羽上6 II-6833	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳥羽上7 III-6727	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳥羽上8 III-6730	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳥羽上9 II-6835	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

鳥羽上10 II-6836	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳥羽上11 II-6837	長浜市鳥羽上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
常喜2 II-6840	長浜市常喜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
常喜3 III-6728	長浜市常喜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名越① I-6004	長浜市名越町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名越3 II-6841	長浜市名越町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名越4 I-6826	長浜市名越町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名越5 II-6842	長浜市名越町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名越6 I-6827	長浜市名越町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名越7 I-6846	長浜市名越町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布勢3 II-6843	長浜市布勢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布勢① I-6006	長浜市布勢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
加田4 I-6836	長浜市加田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小谷郡上町5 I-6842	長浜市小谷郡上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小谷郡上町6 II-6853	長浜市小谷郡上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小谷郡上町7 III-6736	長浜市小谷郡上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山本③ II-6751	長浜市湖北町山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山本4 III-6737	長浜市湖北町山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山本5 I-6843	長浜市湖北町山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺田1 I-6950	長浜市寺田町・田村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大門3 III-6742	長浜市大門町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大門4 I-6863	長浜市大門町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大依3 I-6859	長浜市大依町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大依4 I-6860	長浜市大依町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大依5 I-6861	長浜市大依町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大依6 III-6741	長浜市大依町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大依7 I-6862	長浜市大依町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野6 I-6854	長浜市上野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野7 I-6855	長浜市上野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野8 I-6856	長浜市上野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷口町3 III-6738	長浜市谷口町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷口町4 II-6857	長浜市谷口町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田村1 I-6951	長浜市田村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下山田1 II-6849	長浜市下山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小谷丁野町1 I-6840	長浜市小谷丁野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小谷丁野町2 I-6944	長浜市小谷丁野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小谷丁野町3 I-6841	長浜市小谷丁野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小谷丁野町5 II-6850	長浜市小谷丁野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
美濃山2 II-6852	長浜市小谷美濃山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高山7 I-6844	長浜市高山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高山8 I-6945	長浜市高山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高山9 I-6946	長浜市高山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

高山10 I-6847	長浜市高山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高山11 I-6848	長浜市高山町・草野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高山12 I-6911	長浜市高山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野瀬5 I-6912	長浜市野瀬町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野瀬6 II-6898	長浜市野瀬町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鍛冶屋5 I-6913	長浜市鍛冶屋町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
太田3 I-6947	長浜市太田町・野瀬町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
醍醐町2 II-6899	長浜市醍醐町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
醍醐町3 III-6755	長浜市醍醐町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木尾4 I-6858	長浜市木尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木尾5 III-6739	長浜市木尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木尾6 II-6861	長浜市木尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木尾7 II-6862	長浜市木尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木尾8 II-6863	長浜市木尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木尾9 II-6864	長浜市木尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木尾10 III-6740	長浜市八島町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池奥3 II-6859	長浜市池奥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池奥4 I-6850	長浜市池奥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中野2 II-6854	長浜市中野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小谷上山田町3 I-6839	長浜市小谷上山田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小谷上山田町4 I-6956	長浜市小谷上山田町・ 下山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第540号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成18年滋賀県告示第788号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
堀部 I-6701	長浜市堀部町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第541号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成19年滋賀県告示第213号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
姉川支流 1462010	米原市甲津原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第542号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成19年滋賀県告示第215号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
山本③ II-6751	東浅井郡湖北町大字山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第543号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成20年滋賀県告示第136号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
能仁寺川 1461040	米原市清滝	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第544号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成20年滋賀県告示第423号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
布勢① I-6006	長浜市布勢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第545号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成21年滋賀県告示第405号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
枝折② I-6039	米原市枝折	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----

**滋賀県告示第546号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成22年滋賀県告示第106号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
込田川 1481008	長浜市木尾町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第547号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成22年滋賀県告示第177号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
名越① I-6004	長浜市名越町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第548号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成26年滋賀県告示第162号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
石川谷川 1481050	長浜市今荘町、南池町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

**令和2年度滋賀県職員(判定員、児童福祉司、児童指導員、保育士、獣医師、薬剤師、保健師、デザイン、職業訓練指導員(機械系)および職業訓練指導員(ICT系))採用選考第1次考査実施公告**

令和2年度滋賀県職員(判定員、児童福祉司、児童指導員、保育士、獣医師、薬剤師、保健師、デザイン、職業訓練指導員(機械系)および職業訓練指導員(ICT系))採用選考第1次考査を次のとおり行います。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 選考区分 判定員、児童福祉司、児童指導員、保育士、獣医師、薬剤師、保健師、デザイン、職業訓練指導員(機械系)および職業訓練指導員(ICT系)
- 2 採用予定人員および受験資格 採用予定人員および受験資格は、次の表のとおりとします。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

- (2) 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

選考区分	採用予定人員	受 験 資 格
判定員	3人程度	次のいずれかに該当する者 (1) 4年制大学において、心理学を専修する学科またはこれに相当する課程(臨床心理学を専攻した者に限る。)を修めて卒業後、採用日において2年以上の臨床経験(大学院における演習を含む。)を有する者で、昭和36年4月2日以降に生まれたもの (2) 大学院の修士課程または博士課程前期課程(臨床心理学を専攻した者に限る。)を修了し、かつ、採用日において2年以上の臨床経験(大学院における演習を含む。)を有する者で、昭和36年4月2日以降に生まれたもの
児童福祉司	4人程度	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する者(令和3年3月末日までに任用資格を取得する見込みの者を含む。)で、昭和36年4月2日以降に生まれたもの
児童指導員	2人程度	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に規定する児童指導員の資格を有する者(令和3年3月末日までに資格を取得する見込みの者を含む。)で、昭和36年4月2日以降に生まれたもの
保育士	1人程度	児童福祉法第18条の18第1項の規定による保育士の登録を受けた者(令和3年3月末日までに登録を受ける見込みの者を含む。)で、昭和36年4月2日以降に生まれたもの
獣医師	2人程度	獣医師の免許を有する者(令和3年に行われる獣医師国家試験を受験し、免許を取得する見込みの者を含む。)で、昭和36年4月2日以降に生まれたもの
薬剤師	4人程度	薬剤師の免許を有する者(令和3年に行われる薬剤師国家試験を受験し、免許を取得する見込みの者を含む。)で、昭和36年4月2日以降に生まれたもの
保健師	9人程度	保健師の免許を有する者(令和3年に行われる保健師国家試験を受験し、免許を取得する見込みの者を含む。)で、昭和36年4月2日以降に生まれたもの
デザイン	1人程度	次のいずれにも該当する者 (1) 4年制大学(大学院を含む。)において、次の学科を卒業(修了)した者(令和3年3月までに卒業(修了)する見込みの者を含む。)で、昭和61年4月2日以降に生まれたもの ア 生活デザイン学科 イ 生活科学科 ウ 生活造形学科 エ テキスタイルデザイン学科 オ 被服学科 カ アからオまでに掲げるもののほか、これらに類する学科 (2) (1)の4年制大学(大学院を含む。)の課程において、または同課程を卒業(修了)後、テキスタイルデザイン、インテリアデザインなどに関連する研究や実務に従事したもの
職業訓練指導員(機械系)	1人程度	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第28条に規定する職業訓練指導員免許(機械科)を有する者(令和3年3月末日までに免許を取得する見込みの者を含む。)で、昭和36年4月2日以降に生まれたもの
職業訓練指導	1人程度	職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員免許(コンピュ

員(ICT系)	一タ制御科または情報処理科)を有する者(令和3年3月末日までに免許を取得する見込みの者を含む。)で、昭和36年4月2日以降に生まれたもの
---------	--

## 3 勤務の条件

## (1) 採用の時期および勤務先

選考区分	採用の時期	勤務先
判定員	令和3年4月1日	各子ども家庭相談センター、精神保健福祉センター等
児童福祉司	令和3年4月1日	各子ども家庭相談センター等
児童指導員	令和3年4月1日	近江学園、各子ども家庭相談センター、淡海学園等
保育士	令和3年4月1日	近江学園、各子ども家庭相談センター等
獣医師	令和3年4月1日	主として健康医療福祉部生活衛生課、各健康福祉事務所(保健所)、食肉衛生検査所、動物保護管理センター、衛生科学センター、農政水産部畜産課、家畜保健衛生所、畜産技術振興センター等
薬剤師	令和3年4月1日	主として健康医療福祉部医療政策課、薬務課、生活衛生課、各健康福祉事務所(保健所)、衛生科学センター、総合病院、小児保健医療センター、精神医療センター等
保健師	令和3年4月1日	主として各健康福祉事務所(保健所)、精神保健福祉センター、各子ども家庭相談センター等
デザイン	令和3年4月1日	主として工業技術総合センター、東北部工業技術センター等
職業訓練指導員(機械系)	令和3年4月1日	高等技術専門学校等
職業訓練指導員(ICT系)		

## (2) 給与

選考区分	給料	【参考】免許等取得後の経験が20年ある場合
判定員	4年制大学卒の者で月額211,667円(地域手当を含む。)	月額348,407円
児童福祉司	社会福祉主事たる資格を得た後3年間児童福祉事業に従事した者で月額217,686円(地域手当を含む。)	月額348,407円
児童指導員	4年制大学卒の者で月額209,087円(地域手当を含む。)	月額356,040円
保育士	短大2卒の者で月額191,887円(地域手当を含む。)	月額345,827円
獣医師	6年制大学卒の者で月額259,512円(地域手当および初任給調整手当を含む。)	月額363,241円
薬剤師	6年制大学卒の者で月額229,512円(地域手当を含む。)	月額363,241円
保健師	4年制大学卒の者で月額231,339円(地域手当を含む。)、短大3卒の者で月額225,535円(地域手当を含む。)	月額359,264円
デザイン	4年制大学卒の者で月額220,912円(地域手当を含む。)	
職業訓練指導員(機械系)	月額202,852円(地域手当を含む。)	月額348,407円
職業訓練指導員(ICT系)		

注1 給料の他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、給料の欄に掲げる額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、令和2年4月1日現在のものです。

2 昇給は、原則として毎年1回行われます。

3 参考欄の給料は、同種の職務に従事した経験が20年ある場合のものです。学歴や職務の内容、勤務形態等により異なります。

4 第1次考査

(1) 日時および場所

ア 第1日 教養試験および適性検査

日時 令和3年1月31日(日)9時30分(集合時間9時)から13時頃まで

場所 大津市内

※ 第1日の集合場所の詳細は、受験番号と併せて通知します。

イ 第2日 論文試験および面接試験(デザインにあっては、専門試験および面接試験)

日時 令和3年2月6日(土)8時40分から17時頃まで

場所 大津市内

※ 第2日の集合時間および集合場所の詳細は、第1日に試験会場で通知します。

※ 第2日に実施する論文試験および面接試験(デザインにあっては、専門試験および面接試験)は、教養試験の成績上位者についてのみ行います。

(2) 方法 大学卒業程度(保育士および保健師にあっては、短大卒業程度)で、次の方法により行います。

ア 教養試験

(7) 保育士および保健師を除く選考区分 択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学ならびに現代の社会に関する知識(知識分野)ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力(知能分野)について筆記試験を行います。

(イ) 保育士および保健師 択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学に関する知識(知識分野)ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力(知能分野)について筆記試験を行います。

イ 適性検査 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、7(1)の滋賀県人事委員会で開催される選考の参考とします。)

ウ 論文試験(デザインを除く。) 識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。

エ 専門試験(デザインのみ) 記述式により識見、思考力、表現力、当該分野の専門技術者としての素養等について試験を行います。

オ 面接試験 1の選考区分に応じて必要な知識および技能ならびに公務遂行能力等について試験を行います。

なお、デザインにあっては、面接試験当日、最近の作品(ポートフォリオ)を持参してください。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話等の使用はできません。)

※ 択一式の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具(HBの鉛筆等および消しゴム)を持参してください。

(3) 結果発表 令和3年2月中旬に合格者宛て通知します。

5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参し、または郵送する場合

ア 受験手続 イ(7)の出願時に必要な書類等をウの提出先にエの受付期間内に提出してください。また、イ(イ)の第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

イ 必要書類等

(7) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通(所定の用紙)

交付場所

選考区分	交 付 場 所
判定員	滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局および健康福祉政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
児童福祉司	電話 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局 077-528-3550 滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課 077-528-3511

児童指導員	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課および健康福祉政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
保育士	電話 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 077-528-3541 滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課 077-528-3511
獣医師	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課および農政水産部畜産課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 077-528-3641 滋賀県農政水産部畜産課 077-528-3851
薬剤師	滋賀県健康医療福祉部薬務課および健康福祉政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 滋賀県健康医療福祉部薬務課 077-528-3631 滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課 077-528-3511
保健師	滋賀県健康医療福祉部医療政策課および健康福祉政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 滋賀県健康医療福祉部医療政策課 077-528-3611 滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課 077-528-3511
デザイン	滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3791
職業訓練指導員(機械系)	滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
職業訓練指導員(ICT系)	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3751

※ 郵便または電話で出願票を請求できます。郵便による請求の場合、郵便はがきの裏面に「令和2年度滋賀県職員(1の選考区分を記入すること。)採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、交付場所に請求してください。

※ 滋賀県のホームページからもダウンロードできます。

b 郵便はがき 1人1枚(宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

(イ) 第1次考査受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和3年1月27日(水)までに到着しない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

滋賀県総務部人事課 電話 077-528-3153

ウ 提出先

選考区分	提出先
判定員	滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局または健康福祉政策課
児童福祉司	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
児童指導員	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課または健康福祉政策課
保育士	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
獣医師	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課または農政水産部畜産課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
薬剤師	滋賀県健康医療福祉部薬務課または健康福祉政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
保健師	滋賀県健康医療福祉部医療政策課または健康福祉政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
デザイン	滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課

	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
職業訓練指導員(機械系)	滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
職業訓練指導員(ICT系)	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

エ 受付期間 出願票は、令和2年12月18日(金)から令和3年1月20日(水)までの執務時間中に受け付けます。郵送の場合は、令和3年1月19日(火)までの消印があるものだけに限り受け付けます(必ず簡易書留により送付してください。)

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続 申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。また、ウの第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

[https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action)

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

イ 受付期間 令和2年12月18日(金)正午から令和3年1月19日(火)17時まで(システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)

ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

(ア) 出願票 1人1通(申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。)

(イ) 履歴書 1人1通(様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。)

(ウ) 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

(エ) 受験番号通知 1人1通(受験番号を通知するメールを印刷したもの)

※ 受験番号を通知するメールは、令和3年1月25日(月)以降に順次送信します(申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。)

※ 令和3年1月27日(水)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

滋賀県総務部人事課 電話 077-528-3153

6 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

ア 公権力の行使に携わる職員の職務の例

選考区分	職務の例
判定員	児童福祉法に基づく立入調査等
児童福祉司	
児童指導員	
保育士	
獣医師	(ア) と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づく検査 (イ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく許可
薬剤師	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく立入調査等
保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく入院措置等
職業訓練指導員(機械系)	(ア) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練法人の設立等の認可
職業訓練指導員(ICT系)	(イ) 同法に基づく職業訓練指導員免許の取消し

イ 公の意思の形成への参画に携わる職員の職 部長級、次長級および課長・参事級の職のうち、県の行政について企画、立案および決定に参画する職

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

## 7 その他

- (1) 第1次考查合格者については、令和3年2月中旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第1次考查合格者に対して文書でお知らせします。
- (2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和3年2月下旬に採用の通知をします。
- (3) 採用予定日において、受験資格に掲げる要件を満たさない場合は、最終合格後であっても採用されません。

## 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局長 溝口 宏樹から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（三次元データ計測）
- 2 作業の地域 国道1号（甲賀市～大津市）  
京滋バイパス（大津市～草津市）  
栗東水口道路（栗東市～湖南市）  
国道8号（栗東市～長浜市）  
米原バイパス（米原市）  
国道21号（米原市）  
国道161号（高島市）
- 3 作業の期間 令和2年12月15日から令和3年2月28日まで

## 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近江八幡市長 小西 理から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（数値地図修正）
- 2 作業の地域 近江八幡市全域
- 3 作業の期間 令和2年12月3日から令和3年3月31日まで

## 公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の地域 彦根市高宮町
- 3 作業の終了日 令和2年11月30日

## 環境事務所告示

## 滋賀県南部環境事務所告示第4号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和2年滋賀県南部環境事務所告示第3号により指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除する。

令和2年12月18日

滋賀県南部環境事務所長 川崎 竹志

- 1 指定を解除する区域の所在地 野洲市吉川4449番の一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合し

ていなかった特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物  
 4 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去  
 (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和2年12月18日

滋賀県中部県税事務所長 西 澤 甚 一

業 種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第0400106号	令和3.3.31	甲賀市水口町北脇790 林善司	令和2.12.8

雑 報

環境影響評価方法書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第6条第1項の規定に基づき、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書を作成し、滋賀県知事および彦根市長に送付しましたので、同条例第7条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価方法書を縦覧に供します。

令和2年12月18日

- 1 公告する事業者 彦根愛知犬上広域行政組合 管理者 大久保貴
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 彦根愛知犬上広域行政組合 管理者 大久保貴 犬上郡豊郷町四十九院1252番地
- 3 対象事業の名称等
  - (1) 名称 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業
  - (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理する施設の設置の事業(滋賀県環境影響評価条例別表第6号に掲げる事業)
  - (3) 規模 焼却施設147トン/日
- 4 対象事業実施区域 彦根市清崎町地先(西清崎)
- 5 対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域の範囲 彦根市甘呂町、須越町、三津屋町、日夏町、南川瀬町、川瀬馬場町、蓮台寺町、清崎町、賀田山町、千尋町、太堂町、楡町、海瀬町、金沢町、稲里町、下岡部町、石寺町、下西川町および上岡部町
- 6 環境影響評価方法書の縦覧場所
 

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)

滋賀県湖東環境事務所(彦根市元町4番1号)

彦根愛知犬上広域行政組合(犬上郡豊郷町四十九院1252番地)

彦根市市民環境部生活環境課(彦根市大東町2番28号 彦根駅西口仮庁舎3階)

彦根市稲枝支所(彦根市田原町13番地1)

彦根市鳥居本出張所(彦根市鳥居本町1491番地6)

彦根市河瀬出張所(彦根市森堂町131番地)

彦根市亀山出張所(彦根市賀田山町278番地2)

彦根市高宮出張所(彦根市高宮町2311番地)

グリーンピアひこね(彦根市清崎町1118番地)

愛荘町役場くらし安全環境課(愛知郡愛荘町愛知川72番地)

豊郷町役場住民生活課(犬上郡豊郷町石畑375番地)

甲良町役場住民課(犬上郡甲良町在士353番地1)  
多賀町役場産業環境課(犬上郡多賀町多賀324番地)

なお、彦根愛知犬上広域行政組合ホームページ(<https://www.genaiken-kouiki.jp>)でも電子縦覧を行っています。

7 環境影響評価方法書の縦覧の期間および時間 令和2年12月18日(金)から令和3年1月18日(月)までの各縦覧場所における執務時間内

8 意見書の提出

(1) 当該環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見を(2)の方法により提出することができます。

(2) 意見書の提出方法 令和2年12月18日(金)から令和3年2月1日(月)までの間に彦根愛知犬上広域行政組合(〒529-1161 犬上郡豊郷町四十九院1252番地)宛てに意見書を郵送または持参、もしくは電子メール([genaiken.kouiki@jupiter.ocn.ne.jp](mailto:genaiken.kouiki@jupiter.ocn.ne.jp))により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、6に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、彦根愛知犬上広域行政組合ホームページからダウンロードできます。

9 この公告で示した事項に係る問合せ先 彦根愛知犬上広域行政組合 建設推進室 担当 杉山、宮川、宮寄 電話 0749-35-0015